

武市監告示第 1 1 号

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項及び武雄市監査基準第 1 5 条の規定によりその結果を公表します。

令和 6 年 7 月 4 日

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 末藤 正幸

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項、武雄市監査基準第 1 2 条及び第 1 3 条の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

1 監査の種類

財務監査

2 監査の対象

武雄北中学校

3 監査の対象期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

4 監査等の着眼点及び実施内容

監査は、前記の対象事務が、法令等に適合し正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げているか、また、組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、提出された資料に基づき関係諸帳簿・台帳・書類等を監査するとともに、関係職員から説明を聴取しながら行った。

5 監査等の実施場所及び日程

実施場所 武雄北中学校

日 程 令和 6 年 7 月 3 日（水）

6 監査等の結果

（1）監査の対象とした所管の財務事務は、おおむね法令等に適合し、正確に行われていると認められた。

（2）勧告、指摘事項（文書勧告、文書指摘等）

特になし

（3）指導事項（口頭による指導・改善・要望事項等）

事務処理上留意すべき軽微な事項については、その改善報告を求めた。